



平成16年 7月13日 (火)
第 1 589 号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.jp/

目 次

告示
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 1
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 (") 1
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 2
生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 2
地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 3
海岸保全区域の指定 (河川課) 3
公告
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
正誤
平成16年 2月17日付け島根県報第1,547号中 (森林整備課) 7

告 示

島根県告示第710号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ドラッグストアウェーブますだ	益田市乙吉町イ336-6	平成16年 7月 1日

島根県告示第711号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
			変 更 前	変 更 後	
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町 7 - 11	島根県看護協会 訪問看護ステーションいずも	出雲市小山町234 - 1	出雲市姫原一丁目 7 - 14	平成13年 4月1日

島根県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町 7 - 11	居宅介護支援事業	島根県看護協会 訪問看護ステーションいずも	出雲市小山町 234 - 1	出雲市姫原一丁目 7 - 14	平成13年 4月1日
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町 7 - 11	訪問看護	島根県看護協会 訪問看護ステーションいずも	出雲市小山町 234 - 1	出雲市姫原一丁目 7 - 14	平成13年 4月1日

島根県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	

島根県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		廃止する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
石見町	邑智郡石見町矢上7885	短期入所生活 介護	石見町立特別養護 老人ホーム「桃源 の家」	邑智郡石見町矢上7885	平成16年 3月31日

介護機関の名称	廃止する施設	所 在 地	廃止年月日
石見町立特別養護老人ホーム 「桃源の家」	介護老人福祉施設	邑智郡石見町矢上7885	平成16年 3月31日

島根県告示第715号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った 者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
益田市	平成8年度～16年度	15枚	1冊	高津1-2	平成16年7月1日
頓原町	平成13年度～15年度	34枚	1冊	佐見4	平成16年7月1日
松江市	平成14年度～16年度	16枚	1冊	東忌部	平成16年7月1日
益田市	平成10年度～16年度	19枚	1冊	久城1	平成16年7月1日
松江市	平成15年度～16年度	11枚	1冊	東津田	平成16年7月1日

島根県告示第716号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県土木部河川課及び益田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（平成13年島根県告示第937号）は、廃止する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

海 岸 の 名 称					海 岸 保 全 区 域
沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	地 先 海 岸 名	延 長	
島根	益田	小野	小浜	2,281.13m	基点1から基点3まで順次結んだ線、基点3から補

助点 3、 2、 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域。

基点 4 から基点45まで順次結んだ線、基点45から補助点46、 45、 31、 29、 26、 25、 19、 5、 4 及び基点 4 を順次結んだ線により囲まれた区域。

点の表示	基点 1	座標 X	- 146720.786
		座標 Y	- 37833.756
	基点 2	座標 X	- 146813.282
		座標 Y	- 38169.364
	基点 3	座標 X	- 146838.283
		座標 Y	- 38274.719
	基点 4	座標 X	- 146846.884
		座標 Y	- 38315.318
	基点 5	座標 X	- 146885.080
		座標 Y	- 38495.615
	基点 6	座標 X	- 146909.775
		座標 Y	- 38653.697
	基点 7	座標 X	- 146916.993
		座標 Y	- 38662.532
	基点 8	座標 X	- 146935.480
		座標 Y	- 38775.902
	基点 9	座標 X	- 146939.395
		座標 Y	- 38817.318
	基点10	座標 X	- 146953.243
		座標 Y	- 38890.097
	基点11	座標 X	- 146968.657
		座標 Y	- 38995.960
	基点12	座標 X	- 146952.980
		座標 Y	- 38996.817
	基点13	座標 X	- 146954.154
		座標 Y	- 39001.792
	基点14	座標 X	- 146967.249
		座標 Y	- 39001.543
	基点15	座標 X	- 146994.687
		座標 Y	- 39008.989
	基点16	座標 X	- 147020.926
		座標 Y	- 39038.206
	基点17	座標 X	- 147030.956
		座標 Y	- 39102.928
	基点18	座標 X	- 147006.822
		座標 Y	- 39187.036
	基点19	座標 X	- 147009.654

	座標 Y	- 39204.706
基点20	座標 X	- 147027.293
	座標 Y	- 39314.738
基点21	座標 X	- 147041.602
	座標 Y	- 39379.064
基点22	座標 X	- 147068.544
	座標 Y	- 39540.418
基点23	座標 X	- 147086.040
	座標 Y	- 39544.643
基点24	座標 X	- 147083.775
	座標 Y	- 39677.622
基点25	座標 X	- 147050.053
	座標 Y	- 39689.410
基点26	座標 X	- 147039.183
	座標 Y	- 39776.295
基点27	座標 X	- 147036.638
	座標 Y	- 39793.662
基点28	座標 X	- 147030.971
	座標 Y	- 39815.437
基点29	座標 X	- 147031.660
	座標 Y	- 39831.291
基点30	座標 X	- 147023.645
	座標 Y	- 39850.206
基点31	座標 X	- 147017.611
	座標 Y	- 39860.602
基点32	座標 X	- 147018.499
	座標 Y	- 39887.161
基点33	座標 X	- 147020.539
	座標 Y	- 39910.323
基点34	座標 X	- 147024.740
	座標 Y	- 39932.197
基点35	座標 X	- 147027.309
	座標 Y	- 39946.817
基点36	座標 X	- 147034.746
	座標 Y	- 39997.577
基点37	座標 X	- 147034.234
	座標 Y	- 40016.856
基点38	座標 X	- 147033.586
	座標 Y	- 40036.463
基点39	座標 X	- 147032.442
	座標 Y	- 40060.802
基点40	座標 X	- 147031.089

					座標 Y	- 40082.305
				基点41	座標 X	- 147030.277
					座標 Y	- 40088.676
				基点42	座標 X	- 147024.583
					座標 Y	- 40104.488
				基点43	座標 X	- 147020.068
					座標 Y	- 40114.459
				基点44	座標 X	- 147016.017
					座標 Y	- 40125.394
				基点45	座標 X	- 147018.590
					座標 Y	- 40152.791
				補助点 1	座標 X	- 146608.832
					座標 Y	- 37869.039
				補助点 2	座標 X	- 146732.714
					座標 Y	- 38260.719
				補助点 3	座標 X	- 146738.226
					座標 Y	- 38293.255
				補助点 4	座標 X	- 146745.574
					座標 Y	- 38336.636
				補助点 5	座標 X	- 146785.307
					座標 Y	- 38571.218
				補助点19	座標 X	- 146915.587
					座標 Y	- 39261.421
				補助点25	座標 X	- 146961.777
					座標 Y	- 39619.723
				補助点26	座標 X	- 146859.217
					座標 Y	- 39633.454
				補助点29	座標 X	- 146831.335
					座標 Y	- 39788.107
				補助点31	座標 X	- 146926.371
					座標 Y	- 39851.429
				補助点45	座標 X	- 146884.965
					座標 Y	- 40111.335
				補助点46	座標 X	- 146962.224
					座標 Y	- 40158.292

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年 7月13日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡六日市町大字六日市948 - 1 外18筆

面積 12,202.38平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県益田市下本郷町206番地 5

株式会社 ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正

正

誤

平成16年 2月17日付け島根県報第1,547号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から11	字民谷826 - 8、924 - 25から924 - 27まで	字民谷924 - 25から924 - 27まで、926 - 8

